

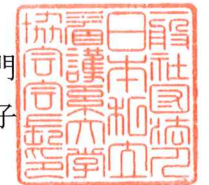
日看大協第 49 号  
2020 年 10 月 26 日

厚生労働省医政局長  
迫井 正深 殿

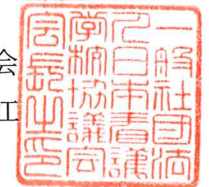
一般社団法人日本看護系大学協議会  
代表理事 山本 則子



一般社団法人日本私立看護系大学協会短期大学部門  
会長 河口 てる子



一般社団法人日本看護学校協議会  
会長 池西 静江



### 令和 3 年の看護師・保健師・助産師 国家試験追試験に関する要望書

看護基礎教育を行っている教育機関の組織として、新型コロナウイルス感染症により、国家試験受験の機会を失い、看護職として就業できなくなる卒業生がでることを懸念しています。令和 3 年の第 110 回看護師国家試験、第 107 回保健師国家試験、第 104 回助産師国家試験における追試験の実施を要望します。

令和 2 年 10 月 1 日付、医政看発 1001 第 2 号通知文で、国家試験実施の留意事項に、「他の受験者への感染の恐れがあるため、受験を認めない旨指導されたいこと」として、

ア. 新型コロナウイルス感染症に罹患し、入院中、宿泊療養中または自宅療養中の受験者、  
イ. 保健所又は検疫所の指示により、試験日時点で自宅等での待機を要請されている受験者が明記されています。

国家試験実施の 2 月に、どのような状況になっているかは不明ですが、家族に感染者や自宅待機者が発生するなどの可能性もあり、受験生本人が感染予防に留意していても、濃厚接触者として受験ができなくなるかもしれません。そのことにより、看護職としての就業が一年先延ばしになることは、本人にとっても、社会にとっても、損失と考えます。

是非、看護師、保健師、助産師の国家試験に、新型コロナウイルス感染症の罹患患者および自宅等待機者のための追試験の機会を設けてくださいますよう、強く要望します。